

市政懇話会 資料 1	
月 日	平成30年2月9日
担当課	総務部 中核市推進局

[平成29年12月5日 市議会：全員協議会 抜粋資料（一部時点修正）]

中核市移行に係る進捗状況について

[資料ページ]

- | | | | |
|---|--------------------|-----|-------|
| 1 | 移譲事務等の概要 | …… | 1 ～ 2 |
| 2 | 施設等の整備計画 | …… | 3 ～ 4 |
| 3 | 保健所業務に係る「連携協約」について | ……… | 5 |
| 4 | 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保 | ……… | 6 |
| 5 | 住民周知・広報の取り組み | ……… | 7 |



平成30年4月1日
中核市『鳥取市』誕生！

1 移譲事務等の概要

中核市へ移行することにより、市は県から約 2,600 事務の移譲を受けます。

また、中核市は保健所の設置が義務付けられますが、医師、獣医師、薬剤師などの専門人材の確保を図ること、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、県と市が別々に保健所を設置するのではなく、市が県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう、県から委託を受けて連携実施します。

(1) 所管・移譲・委託事務項目数 (H29.11.16 現在)

【分野別所管・移譲・委託事務項目数】

区 分	所管・移譲・委託事務項目数						
	民生	保健衛生	環境	都市計画 ・建設	文教行政	その他	合計
市 分							
法令・政省令	625	1,229	247	115	24	64	2,304
県単独事業	0	161	96	0	0	0	257
計	625	1,390	343	115	24	64	2,561
4町分							
法令・政省令	187	1,229	247	0	2	43	1,708
県単独事業	0	161	96	0	0	0	257
計	187	1,390	343	0	2	43	1,965

※ 法令等の条項数により項目数を整理したもの。

※ 「法令・政省令」には、法令上、中核市・保健所政令市の権能となる事務及び知事権限の条例移譲により、市において実施する事務項目数を記載。

「県単独事業」には、県条例等に規定されている事務のうち、市に移譲し、市が条例等に規定して実施する等の事務及び市へ委託する事務項目数を記載。

平成28年11月の取りまとめ項目数 2,591 事務	⇒	平成29年11月16日現在 2,561 事務
【主な増減】		
・原爆被害者援護事務の減 → 県が引き続き実施		
・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく指導事務の減 → 県が引き続き実施		
・建築基準法に基づく浄化槽設置等に係る事務の増 → 計上漏れの事務を追加		
・食品表示法に基づく立入検査等に係る事務の増		

(2) 県から市、市から県への事務の委託等

① 県から市への委託

- ・ 県東部 4 町に係る保健所業務等
- ・ 法令や条例に基づかない事務等
(療育手帳の交付事務、特定不妊治療費助成金の交付事務等)

② 市から県への委託

- ・ 衛生環境研究所（湯梨浜町）における検査
(感染症発生動向調査事業に係るウイルス・細菌検査等)
- ・ 県費負担教職員研修

【県と市の保健所業務等に関する事務の委託規約について(案)】

○ 根拠法令 地方自治法 第252条の14

地方公共団体が、他の地方公共団体へ事務の一部を委託するに当たっての委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法などを規定するもので、各団体の議会の議決を経た協議によって締結するもの。

○ 規約の内容（予定）

区 分	内 容
委託する事務	東部4町域における保健所業務等など県・市が協議して別に定める事務とする。(協定書の締結を予定)
委託に係る経費負担	県が負担する
経費の額、交付の時期	県と市が協議して定める。
予算の執行	事務委託に係る収入支出は、市の歳入歳出予算に計上する。
収入の帰属	市に帰属する。
決算処理	市は決算要領を公表、事務の委託に係る決算を県に通知する。
条例制定の措置	市が制定した条例を改正等する際には、予め知事へ通知する。
連絡調整会議	必要に応じて連絡調整会議を開催する。
規約の施行日	平成30年4月1日から施行する。
経過措置	現に県に対して行っている申請等で施行日以降に鳥取市が処理することとなる事務に係るものについては、施行日以降は乙に対して行った申請その他の行為とみなす。

2 施設等の整備計画

中核市移行後、危機管理対応等を含めて県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、移行後も同様のサービスが行えるよう、必要な施設、設備の整備を行います。

(1) 保健所施設等の整備

鳥取市の保健所は、市役所新本庁舎の整備後、駅南庁舎（富安二丁目）を活用して整備します。

駅南庁舎は、保健所のほか、保健センターや子育て支援などの窓口を集約することにより、『健康づくりと子育て支援の総合拠点』へと生まれ変わります。

市役所新本庁舎が完成し、保健所を駅南庁舎に整備するまでの約2年間（暫定期間）、市の保健所は「暫定施設」において運営します。

<暫定施設>

部 門	鳥取県における事務 (～H30.3月)	鳥取市における事務	
		暫定期間 (H30.4月～H32.3月頃)	本格稼働 (H32.4月頃～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館 2階 (富安二丁目)	駅南庁舎 (富安二丁目)
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎 4階 (立川町六丁目)	

※ 暫定期間は、市が県から県東部庁舎（現東部生活環境事務所部分）の無償貸与を受けます。

※ 生活環境関係の一部の業務（産業廃棄物等）については、本格稼働後は市役所の本庁舎が窓口となる予定です。

<さざんか会館 整備計画>

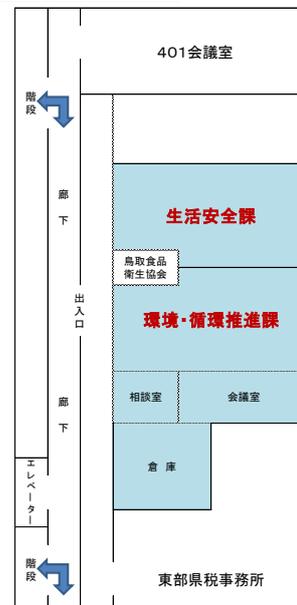
さざんか会館

5階	(大会議室)	
4階	中央保健センター	
3階	保健医療福祉連携課 こども発達・家庭支援センター 健診推進室	
2階	総務企画課 障がい者支援課 健康支援課	相談センター
1階	会館事務室 鳥取市社会福祉協議会 鳥取市ボランティアセンター ファミリーサポートセンター ほか	

さざんか会館 2階



県東部庁舎 4階



<県東部庁舎 整備計画>

県東部庁舎

5階	鳥取県国民健康保険団体連合会	
4階	生活安全課 環境・循環推進課	(県)東部県税事務所
3階	(県)県土整備事務所	
2階	(県)農林事務所	
1階	(県)災害対策室 庁舎管理・総務担当	

(2) 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所に業務を委託します。

(3) 犬の抑留等施設

県の犬管理所（松並町3丁目）及びその施設内の備品等を市において活用します。

(4) 試験・検査備品等

① 大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。（県への行政財産使用許可、備品譲渡）

② 検査機器（風向風速計、デジタル粉じ計、大気中微小粒子状物質自動測定器など）

県から市へ譲渡。

③ 業務関連備品（医療救護対策支部用備品、看護師養成施設等環境改善用備品）

県から市へ譲渡または市で購入。

④ 事務什器（事務机・椅子・ロッカー等）

県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）または市で購入。

⑤ 災害医療、健康危機管理、原子力災害等に対応するための備蓄物品

県から市へ譲渡（県において引き続き使用するものを除く）または市で購入。

(5) 情報システムの整備

事務の移管・移譲に伴い使用する各種の情報システムについては、市において整備中であり、本年度中に県の情報システム等からのデータ引継ぎを行います。

(6) 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたります。

3 保健所業務に係る「連携協約」について

本市の中核市移行により保健所を県から市へ移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結しようとするもの。

この連携協約の締結に関する協議については、平成29年12月議会にて可決。

(1) 連携する業務

- ・鳥取市が中核市として処理する事務及びこれと一体的に実施することが望ましい事務
- ・東部4町域に係る県の事務で上記に付随して鳥取市が委託を受けることが望ましい事務
- ・住民の生命、健康の安全を脅かす事態への対応（健康危機管理）及び広域的な災害が発生した場合の医療救護活動（災害医療救護）

(2) 連携する内容

- ・円滑な事務の遂行及び情報公開・広報
- ・専門人材の確保及び育成・資質の向上
- ・健康危機管理及び災害医療救護対策の推進及び広域的な支援協力
- ・情報共有の推進

(3) 連携協約の発効

平成30年4月1日（鳥取市の中核市移行の日）

(4) 連携協約締結式

- ① 日 時 平成29年12月26日(火) 午前10時から
- ② 場 所 知事公邸 第一応接室
- ③ 締結者 (県) 知事 (同席者：統轄監、地域振興部長)
(市) 市長 (同席者：副市長、中核市推進局長、健康こども部長)



4 中核市移行に伴う組織体制と人材の確保

◎第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会(H29.11.16)での確認内容

- ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。
- イ 東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所の保健所業務は、現在の業務を引き継ぐことを基本に、鳥取市保健所を新設して統合する。
- ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、住民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。
- エ 中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。以下同じ。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。
- オ 現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制（県から市への職員派遣を含む。）を確保する。
- カ 県内他圏域との業務水準に差異が生じないよう県市間の人事交流も含めて検討する。

(1) 配置する職員数

- 保健所配置予定職員数 55人（うち正職員 46人）
- 本庁配置職員数 38人（うち正職員 26人）
- 県から派遣・身分移管を受ける職員数（平成30年4月1日時点） 45人

(2) 配置する正職員の職種及び職員数1

職 種	人 員	対 応 業 務
医師	1	保健所長
放射線（X線）技師	（1）	病院等の立ち入り検査における医療監視等
保健師	15	健康危機管理、感染症、難病、精神保健等
薬剤師	2	医事・薬事に関する許可、立ち入り検査等
獣医師	1	狂犬病予防、動物愛護等
管理栄養士	1	食育、栄養改善等
歯科衛生士	1	歯科保健
衛生技師	18	環境衛生施設の監視・検査、食品営業施設の監視指導 （環境衛生指導員、食品衛生監視員）等
指導主事	2	教職員研修の実施
事務	31	庶務、業務管理等
計	72	

※ 放射線（X線）技師は、鳥取県との併任による配置を検討中。

5 住民周知・広報の取り組み

中核市誕生をPRする取り組みのほか、とっとり市報、パンフレット〔移行直前版〕、市公式ウェブサイト、ケーブルテレビなどを通じ、市民・事業者に対して、中核市移行の概要、保健所の整備、担当窓口などの広報を行っています。



(1) 中核市誕生をお知らせするもの

- ① 横断幕 市役所 本庁舎玄関前
- ② 懸垂幕 市役所 第二庁舎
- ③ 駅前 フラッグ(大) 鳥取駅前バードハット
- ④ 商店街 フラッグ 鳥取駅前商店街アーケード
- ⑤ ポスター 市役所窓口・事務室、地区公民館、市の施設等に掲示
- ⑥ ミニのぼり旗 市役所窓口・事務室、地区公民館、金融機関窓口（一部）に設置
- ⑦ 公用車ステッカー 市の公用車に貼付
- ⑧ 待合モニター(画像放映) 市役所本庁舎・駅南庁舎の待合所のモニターを利用
- ⑨ デジタルサイン イオンモール鳥取北 フードコート デジタルサイネージ
- ⑩ すご!うさぎロゴ 市の封筒、会議資料、名刺等に貼付



(2) 窓口の変更等をお知らせするもの

- ① パンフレット〔移行直前版〕の作成・配布

市役所の窓口へ備え付け来訪者へ配布するほか、地域づくり懇談会、関係機関・各種団体等への説明会・意見交換会などで配布・説明します。(H29.12月～)
- ② とっとり市報
 - ・パンフレット〔移行直前版〕を折り込み、市内各戸へ配布(H30.1月号)
 - ・中核市指定に関する特集記事を掲載(H30.1月号、4月号(予定))
 - ・鳥取市長・松江市長対談(H29.12月号)
 - ・毎月掲載の「中核市お知らせコーナー」をH30.3月号まで継続して掲載(延べ32回掲載)
- ③ ケーブルテレビ等による広報
 - ・鳥取市の広報番組(とっとり知らせたい!)でお知らせ・広報
 - ・中核市移行をお知らせする特集番組(日本海テレビ:11/23(祝)鳥取市政の窓)
- ④ 新聞紙上での広報
 - ・鳥取市長・松江市長対談(山陰中央新報:11/26)
 - ・日本海新聞への記事下広告(12/24)
 - ・鳥取市長 新春鼎談による広報(日本海新聞 1/1)
- ⑤ 市のウェブサイトによる広報
 - ・中核市指定～中核市誕生をお知らせ
 - ・中核市移行・保健所整備等に関する説明内容を更新
 - ・保健所開設に先立ち、新たに「鳥取市保健所ホームページ」を立ち上げ、保健所開設のお知らせや、窓口案内等を実施